

市 事 調 第 7 号
平成 29 年 9 月 13 日

京都市会議長 寺田 一博 様

市会改革推進委員会
委員長 田中 明秀

市会改革推進委員会報告書

この度、市会改革推進委員会では、平成 29 年 8 月 24 日（第 24 回）の委員会において、下記の項目について、別添のとおり検討結果を取りまとめましたので、御報告いたします。

記

- 京都市会基本条例の検証・評価

京都市会基本条例の検証・評価結果報告書

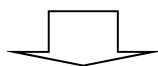
京都市会基本条例とは

京都市会基本条例とは、京都市会及び京都市会議員が市民の皆様に対して果たすべき役割などをお約束した条例であり、議会活動を行なううえでの理念や原則・制度などの基本的なことを定めている。

この条例は、平成26年3月17日に制定し、同年4月1日から施行している。

条例制定の目的

- 京都市会及び京都市会議員の役割に法的な根拠を与え、明確にすること。
→ 議員の役割は地方自治法に定めがなく、この条例で位置付けている。
- 京都市会のあるべき姿や京都市会の目指すべき方向性を、全議員の共通認識とすること。
- 市会改革の取組に根拠を与えること。



その先にある究極の目的は・・・

市民の皆様からの負託にこたえ、

市民福祉（市民生活）の向上と京都市の発展に貢献すること。

1 検証・評価の目的

- ・ 京都市会基本条例第32条において、同条例の施行後、その目的が達成されているかどうかについて検証することを定めている。このため、同条例の施行から一定期間が経過したことを踏まえ、京都市会では、市会改革推進委員会を中心に、平成28年度末までの京都市会の状況を対象として、平成29年4月から8月にかけて同条例の検証・評価を行った。
- ・ 評価に当たっては、市民福祉の向上と京都市の発展に貢献するため、京都市会及び京都市会議員がその役割を果たしているかどうかを検証し、その結果として、取組の充実や改善の必要性、また、条文改正の必要性を確認した。

＜参考＞京都市会基本条例（抄）

（条例の検討）

第32条 市会は、条例の施行後、条例の目的が達成されているかどうかについて検証し、その検証結果を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

2 評価の手法と基準

（1）評価の手法

- ・ 条例の章単位又は内容ごとに評価項目を設定したうえ、評価シートを作成し、これに基づいて検証・評価を行った。

なお、条文の内容が目的、理念、京都市会のルール、別に定めがあることを示している場合は、当該評価項目については、評価になじまないものとして、評価の対象とはしていない。（3項目あり）。

- ・ 評価シートは、シートA（資料3-1）とシートB（資料3-2）の2種類に区分した。シートAは、具体的な取組実績に基づいた検証・評価がなじまない（又はできない）評価項目に関し、所感等を確認するために用いる評価シートであり、シートBは、具体的な取組実績に基づいて検証・評価を行うために用いる評価シートであり、シートBについては、評価と併せて取組実績も参考に記載している。

<参考>各評価項目（評価シート別）と条例の章との関係

条例の章	評価シートAの評価項目	評価シートBの評価項目
前文	A-1 前文 <i>[評価対象外]</i>	—
第1章 総則	A-2 総則 <i>[評価対象外]</i>	—
第2章 市会の位置付けと役割	A-3 市会の位置付けと役割	—
第3章 議員の位置付けと役割	A-4 議員の位置付けと役割	—
第4章 市民と市会との関係	A-5 市民と市会との関係	B-1 請願及び陳情の取扱い
		B-2 公聴会及び参考人の制度の活用
		B-3 会議等の公開及び広報の充実
		B-4 広聴の充実
第5章 市会と市長等との関係	A-6 市会と市長等との関係	—
第6章 議会運営の原則等	A-7 議会運営の原則等	B-5 会期
第7章 市会の権能強化	A-8 政務活動費	B-6 学識者等の活用等による市会の権能強化
		B-7 他の地方公共団体の議会との連携
		B-8 事務局・図書室機能の強化
第8章 議員の定数及び議員報酬等	A-9 議員の定数及び議員報酬等 <i>[評価対象外]</i>	—
第9章 補則	A-10 補則	—

(2) 評価の基準

評価シートAの段階区分	評価シートBの段階区分	評価基準
1 (十分できている)	1 (十分できている)	条例の目的が全て達成されており、さらに積極的な取組を行っている。
2 (そこそこできている)	2 (かなりできている)	条例の目的が概ね達成されている。
	3 (そこそこできている)	充実させるべき点はあるものの、条例の目的が一定程度達成されている。
3 (できていない)	4 (あまりできていない)	改善すべき点があり、条例の目的が満足に達成されていない。
	5 (できていない)	条例の目的が全く達成されていない。
4 (その他)	6 (その他)	上記のいずれにも該当しない。

3 評価結果のポイント

(1) 評価の概略

- ・ 評価シートAについては、評価になじまないとして評価対象としなかった評価項目を除き、「十分できている」の他、概ね「そこそこできている」との評価となった。
- ・ 評価シートBについては、概ね「かなりできている」との評価となった。

<評価シートA（全10項目）>

評価	項目数（割合）
1（十分できている）	1項目（10%）
2（そこそこできている）	6項目（60%）
3（できていない）	0項目（0%）
4（その他）	3項目（30%）

<評価シートB（全8項目）>

評価	項目数（割合）
1（十分できている）	2項目（25%）
2（かなりできている）	5項目（62%）
3（そこそこできている）	1項目（13%）
4（あまりできていない）	0項目（0%）
5（できていない）	0項目（0%）
6（その他）	0項目（0%）

- ※ 各評価項目の評価結果の一覧は、資料1のとおり。
- ※ 評価結果の根拠となる主な実績の一覧は、資料2のとおり。

(2) 条文改正の必要性

条文改正については、いずれも必要がないとした。

- ※ 今回の検証・評価の対象期間後である平成29年5月に、京都市会基本条例を改正し、京都市会が議決すべき事件に「通称を命名する権利（ネーミングライツ）の付与の対象とする施設を定めること」を新たに追加した。

(3) 今後に向けて特に考えを示したもの

取組の充実などの観点から、以下の10項目については、今後に向けて特に考え方を示すべきものとして、15点にわたり記載した（うち3点は重複記載）。

評価項目	具体的内容
A-3 市会の位置付けと役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会において政策テーマを設定したうえで委員間討議を行うなど、更なる議員間討議の充実が望まれる。 ・ 上記に加え、学識者等の積極活用や超党派による政策研究会の積極活用などを通じて、より一層市会として政策提案機能を発揮できるよう努める。
A-4 議員の位置付けと役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員は、市民の代表であるとともに、市会を構成する一員として、議会活動を通じて市民の負託にこたえられるよう、努力し続けていく。
A-5 市民と市会との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の市政への参画の機会をより一層充実させるべく、市会改革推進委員会で若い世代の投票率の向上を目指して意見交換会等に取り組んだことを踏まえ、引き続き、それらの場を積極的に設けるよう努める。
A-7 議会運営の原則等	A-3 と同じ
A-8 政務活動費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政務活動費の使途の透明性の確保、市民的目線からの不断の点検が引き続き必要である。
B-2 公聴会及び参考人の制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公聴会については、活用すべき事案が発生した際には積極的に活用していく。
B-3 会議等の公開及び広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議等の公開及び広報の取組については、市民自らが情報を入手することができ、市民に情報がしっかりと伝わるよう、今後も更なる充実が求められる。 ・ 引き続き開かれた市会を推進する一方で、会議等においては、個人情報取扱いに十分配慮し、情報管理の徹底に努めていく。
B-4 広聴の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広聴の取組をより一層充実させるべく、市会改革推進委員会で若い世代の投票率の向上を目指して意見交換会等に取り組んだことを踏まえ、引き続き、それらの場を積極的に設けるよう努める。
B-6 学識者等の活用等による市会の権能強化	A-3 の2点目と同じ
B-8 事務局・図書室機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も事務局機能が十分発揮されるよう、適正な人員体制について適宜検証し、必要に応じて見直していくことが求められる。 ・ 今後も図書室の適正な管理運営がなされ、機能充実が図られるよう、議員及び市民が利用しやすい環境の整備に努めるとともに、体制の充実が求められる。 ・ 議員、会派としても、機能強化がいかされるよう、積極的に事務局及び図書室の調査機能を活用していく。

<添付資料>

- 資料1 評価結果等一覧
- 資料2 評価結果の根拠となる取組（実績）一覧
- 資料3-1 評価シートA
- 資料3-2 評価シートB

評価結果等一覧

1 評価シートA関係

評価基準

- 1 十分できている
- 2 そこそこできている
- 3 できていない
- 4 その他

項目番号	評価項目	条文	条文内容	評価	条文改正の 必要性	今後に向けて (※)
A-1	前文	—	—	4	無	—
A-2	総則	第1条	目的	4	無	—
		第2条	基本理念			
A-3	市会の位置付けと役割	第3条	市会の位置付けと役割	2	無	○
		第4条	市会改革			
A-4	議員の位置付けと役割	第5条	議員の位置付けと役割	2	無	○
		第6条	政治倫理			
		第7条	会派			
A-5	市民と市会との関係	第8条	市民との関係の構築	2	無	○
		第9条	市民との情報共有及び市民の市政への参画の機会の充実			
A-6	市会と市長等との関係	第16条	市長との関係	2	無	—
		第17条	監視機能の充実及び強化			
		第18条	市会の議決に付すべき事件等			
A-7	議会運営の原則等	第20条	委員会	2	無	○
		第21条	会議等における質疑又は質問			
A-8	政務活動費	第26条	政務活動費	1	無	○
A-9	議員の定数及び議員報酬等	第29条	議員の定数	4	無	—
		第30条	議員報酬等			
A-10	補則	第31条	他の条例等との関係	2	無	—
		第32条	条例の検討			

※ 今後に向けて特に考えを示したものについて「○」を付している。

2 評価シートB関係

評価基準

- 1 十分できている
- 2 かなりできている
- 3 そこそこできている
- 4 あまりできていない
- 5 できていない
- 6 その他

項目番号	評価項目	条文	条文内容	評価	条文改正の 必要性	今後に向けて (※)
	(市民と市会との関係)					
B-1	請願及び陳情の取扱い	第10条	請願及び陳情の取扱い	1	無	—
B-2	公聴会及び参考人の制度の活用	第11条	公聴会及び参考人の制度の活用	2	無	○
B-3	会議等の公開及び広報の充実	第12条	会議等の公開の推進	2	無	○
		第13条	会議等の公開の方法			
		第14条	広報の充実			
B-4	広聴の充実	第15条	広聴の充実	2	無	○
	(議会運営の原則等)					
B-5	会期	第19条	会期	1	無	—
	(市会の権能強化)					
B-6	学識者等の活用等による市会の権能強化	第22条	専門的な知見の活用	3	無	○
		第23条	調査機関等の設置			
		第24条	政策研究会の設置			
B-7	他の地方公共団体の議会との連携	第25条	他の地方公共団体の議会との連携	2	無	—
B-8	事務局・図書室機能の強化	第27条	事務局	2	無	○
		第28条	図書室			

※ 今後に向けて特に考えを示したものについて「○」を付している。

評価結果の根拠となる主な取組（実績）一覧

※ 「【平成〇年度（～）】」と記載があるものは、京都市会基本条例制定後（平成26年度以降）の取組（実績）

※ 評価理由の詳細については、資料3-1（評価シートA）及び資料3-2（評価シートB）参照。
なお、評価シートBには、具体的な取組実績も記載している。

評価結果に係る条例の章	評価結果の根拠となる主な取組（実績）
第2章 市会の位置付けと役割	<p>市会ならではの政策提案</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策条例の制定（「清酒の普及の促進に関する条例」（平成24年度）、「交通安全基本条例」（平成25年度）、「手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」【平成27年度】） <p>開かれた議会運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 本会議、予算・決算特別委員会市長総括質疑における直接傍聴の実施 市会改革推進委員会における直接傍聴の実施【平成26年度～】 <p>市会改革の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 市会改革に関する検討組織の設置
第3章 議員の位置付けと役割	<ul style="list-style-type: none"> 会派での政策勉強会、予算要望、政策提言の実施
第4章 市民と市会との関係	<p>会議等の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> 本会議・委員会記録の作成 本会議・委員会に関する資料の公開 会議日程等の事前周知 本会議・委員会のインターネット中継の実施 本会議（代表質疑・質問）のテレビ中継の実施 <p>広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市会だよりの発行回数増（年4回→年7回）【平成28年度～】 京都新聞での市会トピックニュース等の発信【平成26年度～】 市会紹介DVDの作製【平成27年度】 市会フェイスブックページの開設【平成27年度～】 議長記者会見の実施【平成27年度～】 <p>広聴の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市会ホームページにおける市民意見受付フォームの設置【平成27年度～】 本会議傍聴者アンケートの実施 「手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」制定時における意見聴取、パブリックコメントの実施【平成27年度】 議会報告会の試行実施【平成26年度】 大学生・高校生との意見交換の場の設定【平成26年度～】 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 紹介議員による請願趣旨説明の積極実施（平成26年度以降、受理件数153件中78件で実施） 参考人制度の積極活用（平成26年度以降5件）
第5章 市会と市長等との関係	<ul style="list-style-type: none"> 予算・決算特別委員会市長総括質疑等における一問一答方式での議論の実施 議案に対する付帯決議
第6章 議会運営の原則等	<ul style="list-style-type: none"> 1会期制（いわゆる通年議会）の導入【平成26年度～】
第7章 市会の権能強化	<ul style="list-style-type: none"> 『京都市手話言語条例（仮称）』制定プロジェクトチームの設置【平成27年度】
第9章 補則	<ul style="list-style-type: none"> 京都市会基本条例の検証・評価の実施【平成29年度】

評価シートA

評価項目	前文	項目番号	A - 1								
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p>【関係条文】</p> <p>京都市は、御所や二条城が所在するなど、政治と文化の中心として栄えてきた地であり、悠久の歴史と多彩な文化、有形・無形の伝統、多種多様な産業が息づく我が国の財産というべき都市である。また、伝統産業と先端産業とが共存し、多くの学生が学び、多世代が交流し、世界の人々を魅了する「文化の首都」でもある。殊に、ここ京都のまちは、長年にわたる京都特有の自治の伝統を引き継ぎながら発展を遂げてきた。</p> <p>その顕著な例は、番組（学区）である。明治初期には、上京、下京のそれぞれに番組が置かれ、町衆の寄付等により、番組ごとに小学校が設立された。番組は、地域の社会福祉をはじめとする地域行政の核となり、当時の小学校区は、現在も「元学区」として、京都独自の地域住民の自治の単位として機能を果たしている。</p> <p>また、市域の拡大に伴い、各地域で特有の文化が生まれ、それぞれに自治の機能が発展し、11行政区から構成される現在の京都市の姿となった。</p> <p>このような京都特有の自治の下、京都市会は、市制施行後の明治22年（1889年）6月14日に第1回の会議を開き、以後、議決機関としてその役割を果たしてきた。加えて、この間京都市会は、地方分権時代にふさわしい議会を目指して、市会改革に積極的に取り組んできた。</p> <p>ここに、京都市会は、これまでの市会改革の成果を確かなものとし、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すとともに、市民の負託にこたえていくことを決意し、この条例を制定する。</p> <p>【条文の趣旨・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前文では、この条例を制定するに至った背景や市会の決意等を明らかにしている。 前段では、京都市が誇る歴史、文化、伝統、産業などについて触れたうえで、京都特有の自治の伝統が今日まで引き継がれ、発展を遂げてきたこと、京都市会がこの京都特有の自治の下、議決機関としてその役割を果たしてきたことについて言及している。 後段では、地方分権時代にふさわしい議会を目指して、京都市会が市会改革に積極的に取り組んできたことと、この条例の制定によって、市会改革の成果を確かなものとし、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すとともに、市民の負託にこたえていくという決意を述べている。 										
評 価	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="359 1780 454 1877">4</td> <td data-bbox="454 1780 774 1825">1 十分できている</td> <td data-bbox="774 1780 1093 1825">2 そこそこできている</td> <td data-bbox="1093 1780 1412 1825">3 できていない</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="454 1825 1412 1877">4 その他</td> </tr> </table> <p>【評価理由】</p> <p>評価になじまない。</p>	4	1 十分できている	2 そこそこできている	3 できていない		4 その他				
4	1 十分できている	2 そこそこできている	3 できていない								
	4 その他										

条文改正の 必要性	2	1 有 2 無
	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】 —	

※ 網掛けしている条文は評価対象外

評価シートA

評価項目	総則	項目番号	A-2
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p>【関係条文】</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である京都市会（以下「市会」という。）及び京都市会議員（以下「議員」という。）の役割を明らかにするとともに、議会及び議員に関する基本的な事項を定めることにより、市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の発展に資することを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 市会は、長年にわたる京都特有の自治の伝統を引き継ぐまち・京都において、地方自治の本旨に基づく京都ならではの地方自治の実現に取り組むものとする。</p> <p>【条文の趣旨・解説】</p> <p>第1条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、この条例を制定する目的を定めるもので、条例全体の解釈・運用の指針となるものである。 ・ ここでは、この条例において、京都市会及び京都市会議員の役割や議会活動に関する基本的な事項を定め、これらを市民と共有することを通して、市民生活の向上と京都市の発展に貢献することを、条例の目的として定めている。 <p>第2条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、この条例の基本理念を定めているものである。 ・ 京都のまちは、長年にわたり京都特有の自治の伝統を引き継ぎながら発展を遂げてきた。ここでは、京都ならではの地域の特性をいかした地方自治の実現に取り組むことを定めている。 		
評 価	4	1 十分できている 2 そこそこできている 3 できていない 4 その他	
		【評価理由】 評価になじまない。	
条文改正の 必要性	2	1 有 2 無	
		【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】 —	

※ 網掛けしている条文は評価対象外

評価シートA

評価項目	市会の位置付けと役割	項目番号	A-3
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p>【関係条文】 (市会の位置付けと役割)</p> <p>第3条 議員及び市長が、共に市民により直接選挙される市民の代表である一方、単独で権限を行使する市長に対し、市会は、広く公選で集まった多数の議員からなる議決機関であることに鑑み、市会は、主として次に掲げる役割を果たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 民意を把握し、市政に的確に反映すること。 (2) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）による市政運営が適正に行われているかを監視すること。 (3) 民意を反映する市会の特色をいかして、執行機関では成し得ない政策立案及び政策提案を行うこと。 (4) 市長等との議論を通じてより良い政策及び施策の実現に努めること。 (5) 充実した調査研究を基に、活発な審議及び審査並びに議員間における討議を行い、意見を集約すること。 (6) 議論を通じて市政の課題に関する論点を明確にすること。 (7) 条例の制定や改廃などを通して、本市としての団体意思を決定すること。 (8) 団体意思の決定に至るまでの過程が市民に開かれた、分かりやすい議会運営に努めること。 <p>(市会改革)</p> <p>第4条 市会は、不断に市会改革に取り組むものとする。</p> <p>【条文の趣旨・解説】</p> <p>第3条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、京都市会の位置付けを確認するとともに、京都市会の主な役割について定めているものである。 ・ まず、京都市会の位置付けについて、議員及び市長が、いずれも市民により直接選挙される市民の代表であるという共通点に触れつつ、一方では、市長が単独で権限を行使するのに対し、市会は広く公選で集まった多数の議員からなる議決機関であるという相違点を確認している。 ・ 次に、第1号から第8号まででは、京都市会の主な役割について定めている。 <ul style="list-style-type: none"> 第1号では、市民の様々な意思を把握し、市政に的確に反映することを定めている。 第2号では、市長等による市政運営が適正に行われているかを監視することを定めている。 第3号では、市民の様々な意思を反映する市会の特色をいかした政策立案及び政策提案を行うことを定めている。市会は、市民の代表が議論するという特色をいかし、スピード感を持って市の課題に対応することができ、また、行政の複数の部局にまたがる案件についても、積極的に政策立案・政策提案することができる。 		

	<p>第4号では、市長等との議論を通じてより良い政策及び施策の実現に努めることを定めている。</p> <p>第5号では、充実した調査研究を基に、活発な審議・審査及び議員間における討議を行い、京都市会として、意見を集約することを定めている。</p> <p>第6号では、議論を通じて市政の課題に関する論点を明確にすることを定めている。</p> <p>第7号では、条例の制定や改廃などを通して、京都市としての意思を決定することを定めている。</p> <p>第8号では、京都市としての意思の決定に至るまでの審議等の過程を、市民に開かれたものとし、市民にとって分かりやすい議会運営に努めることを定めている。</p> <p>第4条</p> <ul style="list-style-type: none"> 本条は、京都市会が絶え間なく議会改革に取り組んでいく決意を定めている。 								
<p>評 価</p>	<table border="1" data-bbox="454 728 1428 817"> <tr> <td data-bbox="454 728 486 817">2</td> <td data-bbox="486 728 774 817">1 十分できている</td> <td data-bbox="774 728 1061 817">2 そこそこできている</td> <td data-bbox="1061 728 1428 817">3 できていない</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" data-bbox="454 817 1428 884">4 その他</td> </tr> </table> <p>【評価理由】</p> <p>現状に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 「清酒の普及の促進に関する条例」、「交通安全基本条例」、「手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」などの政策提案条例の制定をはじめ、本市の政策課題に対し、市会から積極的に政策提案を行っている。 常任委員会や予算・決算特別委員会などにおいて、市政運営に関する活発な議論を行っている。 本会議・委員会に関する資料の公開、直接傍聴、モニター視聴、インターネット中継、テレビ中継など、多様な方法を用いて、市民に開かれた、分かりやすい議会運営に努めている。 直接傍聴については、本会議、予算・決算特別委員会の市長総括質疑及び市会改革推進委員会では実施しているところであるが、常任委員会及び予算・決算特別委員会の局別質疑では会議室のスペース等の問題もあり、現在は実施できていない。 議員間討議については、常任委員会における請願・陳情の審査や市会改革推進委員会において活発に行っているが、それ以外の状況においては必ずしも十分には実施できていない。 市会改革については、これまでから市会改革に関する検討組織を設置してきたところであり、同組織での協議結果を踏まえ、数多くの改革に取り組んできた。 <p>今後に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> 常任委員会において政策テーマを設定したうえで委員間討議を行うなど、更なる議員間討議の充実が望まれる。 上記に加え、学識者等の積極活用や超党派による政策研究会の積極活用などを通じて、より一層市会として政策提案機能を発揮できるよう努める。 	2	1 十分できている	2 そこそこできている	3 できていない		4 その他		
2	1 十分できている	2 そこそこできている	3 できていない						
	4 その他								

条文改正の 必要性	2	1 有 2 無
	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】 —	

評価シートA

評価項目	議員の位置付けと役割	項目番号	A-4
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p>【関係条文】 (議員の位置付けと役割)</p> <p>第5条 議員は、市民の代表であるとともに、市会を構成する一員として、議会活動を通じて市民の負託にこたえることを使命とする。</p> <p>2 議員は、議決の重みを深く認識するものとする。 (政治倫理)</p> <p>第6条 議員は、市民の範となるよう努めるものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関する基本となる事項は、京都市会議員政治倫理条例の定めるところによる。 (会派)</p> <p>第7条 議員は、政策を中心とした同一の理念を有する議員の集団として、二人以上で会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。</p> <p>(1) 議員の活動を支援すること。</p> <p>(2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議及び審査のために調査研究を行うこと。</p> <p>(3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な市会運営を図ること。</p> <p>【条文の趣旨・解説】</p> <p>第5条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、議員の位置付けと役割について定めている。 ・ とりわけ、地方議会の議員の役割については、地方自治法において定めがなく、この条例ではじめて位置付けている。 ・ 第1項では、市民の代表であり、京都市会を構成する一員である議員が、議案の審議・審査や政策の立案など、様々な議会活動を通じて市民の負託にこたえることを使命とする旨を定めている。 ・ 第2項では、京都市会の議決が、京都市としての意思(団体意思)を決定するという重要な行為であるということを考え合わせ、議員一人一人が議決の重みを深く認識することを定めている。 <p>第6条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、議員の政治倫理について定めている。 ・ 第1項では、議員は、第5条に定めるとおり、議会活動を通じて市民の負託にこたえるという重要な職責を担っていることを考え合わせ、市民の代表として、市民の範となるよう努めることを定めている。 ・ 第2項では、議員の政治倫理に関して基本となる事項(市民全体の奉仕者として法令を遵守すること、議会や議員の品位・名誉を損なう行為を慎むことなど)については、「京都市会議員政治倫理条例」によることを定めている。 		

	<p>第7条</p> <ul style="list-style-type: none"> 本条は、京都市会における「会派」の結成要件及び役割について定めている。 第1項では、議員は、「政策を中心とした同一の理念を有する議員の集団」として会派を結成することができることと、京都市会では、会派は二人以上の議員で構成されることを定めている。 第2項の第1号から第3号まででは、会派の役割について定めている。 第1号では、会派が議員の活動を支援することを定めている。 第2号では、会派が政策の立案・提言及び議案等の審議・審査のために調査研究を行うことを定めている。 第3号では、会派が他の会派との間で相互に協議・調整を行い、議会が円滑かつ効果的に運営されるよう努めることを定めている。 	
<p>評 価</p>	<p>2</p>	<p>1 十分できている 2 そこそこできている 3 できていない 4 その他</p>
	<p>【評価理由】</p> <p>現状に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員は、それぞれ第5条及び第6条に規定されている理念を認識して活動している。 各会派では、政策勉強会を実施するなど、会派として政策の立案・提言を行うための調査研究活動を定期的に実施しており、予算編成に対する要望や各種政策提言を行っている。 市会運営委員会等の場において、必要に応じて会派間で協議・調整を行うことにより、議会が円滑かつ効果的に運営されている。 <p>今後に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員は、市民の代表であるとともに、市会を構成する一員として、議会活動を通じて市民の負託にこたえられるよう、努力し続けていく。 	
<p>条文改正の 必要性</p>	<p>2</p>	<p>1 有 2 無</p>
	<p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p> <p>—</p>	

※ 網掛けしている条文は評価対象外

評価シートA

評価項目	市民と市会との関係	項目番号	A-5
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p>【関係条文】 (市民との関係の構築) 第8条 市会は、「市民の代表としての京都市会」、「市民と共に行動する京都市会」として、市民との関係を構築するものとする。 (市民との情報共有及び市民の市政への参画の機会の充実) 第9条 市会は、市政を担う一翼として、主権者である市民が主体となり、市民自らの意思と責任において行われる住民自治の発展に向けて、より一層市民と情報を共有するとともに、市民の市政への参画の機会を充実させるものとする。</p> <p>【条文の趣旨・解説】</p> <p>第8条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、市民と京都市会との関係の構築について定めている。 ・ ここでは、京都市会は、「市民の代表としての機関」、また、「市民と共に行動する機関」として、市民との関係を築いていくことを定めている。「市民と共に行動する京都市会」とは、市政を推進するうえで、市民が京都市会における政策形成や意思決定に参画できる機会をしっかりと確保し、参画していただくことを通じて、市民と京都市会とが協働して取り組んでいくことを意味している。また、「市民との関係を構築」とは、京都市会が市民の代表として、市民との信頼関係を築いていくとともに、市政の推進に協働して取り組むことにより、良好な関係を築いていくことを指している。 <p>第9条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、市民との情報共有及び市民の市政への参画の機会の充実について定めている。 ・ 住民自治の発展を目指すうえで、主権者である市民が、自らの意思と責任に基づき政治行政に携わることは欠かせない。しかし、そのためには、市民が市政に関する情報を十分に保有していることが必要であり、また、市政への参画の機会が保障されなければならない。 ・ ここでは、市長等からの情報提供とは別に、京都市会がより一層市民との情報共有を図るとともに、市民の市政への参画の機会を充実させることを定めている。 		
評 価 2	<p style="text-align: center;">1 十分できている 2 そこそこできている 3 できていない 4 その他</p>		
	<p>【評価理由】</p> <p>現状に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、積極的に広報・広聴の充実等に取り組んでいることから、市民との情報共有は大きく進んでいる。 ・ 「手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」の制定に際して、関係団体や個人から直接意見聴取を行うとともに、パブリックコメントを実施するなど、市民が直接意思決定に参加する機会を設けた。 		

	<ul style="list-style-type: none"> 議会報告会の試行実施や市会改革推進委員会における大学生や高校生との意見交換の実施など，議会として直接市民と対話する場を複数回設けた。 <p>今後に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の市政への参画の機会をより一層充実させるべく，市会改革推進委員会で若い世代の投票率の向上を目指して意見交換会等に取り組んだことを踏まえ，引き続き，それらの場を積極的に設けるよう努める。 	
<p>条文改正の 必要性</p>	<p>2</p>	<p>1 有 2 無</p>
	<p>【「有」の場合は，改正内容及び改正が必要な理由】</p> <p>—</p>	

評価シートA

評価項目	市会と市長等との関係	項目番号	A-6
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p>【関係条文】</p> <p>(市長との関係)</p> <p>第16条 市会は、二元代表制の下、市長と相互に対等な立場で適切な緊張関係を保ちながら、市政を運営するものとする。</p> <p>(監視機能の充実及び強化)</p> <p>第17条 市会は、市長等に対する監視機能を充実し、強化するものとする。</p> <p>(市会の議決に付すべき事件等)</p> <p>第18条 地方自治法第96条第2項の規定に基づき市会の議決に付すべき事件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本計画（地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づき定めた基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。以下同じ。）の策定、変更又は廃止</p> <p>(2) 姉妹都市盟約の締結</p> <p>2 市長は、毎年度、前項第1号に規定する基本計画の実施状況を市会に報告しなければならない。</p> <p>3 市会は、社会経済情勢等の変化を踏まえ、第1項第1号に規定する基本計画の策定、変更又は廃止をする必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べることができる。</p> <p>【条文の趣旨・解説】</p> <p>第16条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、京都市会と京都市長との関係について定めている。 ・ ここでは、二元代表制の下、京都市会は、京都市長と互いに独立・対等な機関として、互いにけん制し合う緊張感のある関係を保ちながら、市政を運営することを定めている。 <p>第17条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、京都市会の市長等に対する監視機能の充実・強化について定めている。 ・ ここでは、行政の適正な執行を確保するために、市長等の事務の執行などに対する監視機能を充実し、強化することを定めている。市長等が行う政策・施策の見直しを求めることも、監視機能に含まれている。 <p>第18条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、京都市会の議決に付さなければならない事項などについて定めている。 ・ 地方自治法第96条第1項では、地方公共団体としての意思を決定する条例の制定、予算の決定、決算の認定など、議会の議決に付さなければならない事項15項目が規定されており、また、同条第2項では、それら以外に、別に条例を定め、議会が議決する事項を追加することができることとされている。 ・ ここでは、その地方自治法第96条第2項の規定に基づいて制定されていた「京 		

	都市会の議決に付すべき事件等に関する条例」（京都市会基本条例の制定と同時に廃止）の内容を引き継ぎ、基本計画及び姉妹都市盟約の締結については、京都市会の議決を必要とすることなどを定めている。	
評 価	2	1 十分できている 2 そこそこできている 3 できていない 4 その他
	【評価理由】 現状に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算・決算特別委員会市長総括質疑をはじめとする委員会等において、一問一答方式により市長等と緊張関係を持って積極的に議論している。 ・ 議案に対し付帯決議を付すことにより市会の意思を反映させるなど、市長等の事務の執行などに対する監視機能の充実・強化に務めている。 	
条文改正の 必要性	2	1 有 2 無
	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】 —	

※ 網掛けしている条文は評価対象外

評価シートA

評価項目	議会運営の原則等	項目番号	A-7
<p>関係条文及び 条文の趣旨・ 解説</p>	<p>【関係条文】 (委員会)</p> <p>第20条 委員会の委員長及び副委員長は、公平、公正かつ円滑な委員会の活動及び運営に努めるものとする。</p> <p>2 委員は、委員長の議事整理権の下、委員間における討議を充実させるよう努めるものとする。</p> <p>3 委員は、委員間における討議を通じて、市政の課題に関する論点を明確にするものとする。</p> <p>4 委員会は、市政の課題に関し研究が必要であると認める事項がある場合は、その内容について研究及び議論をし、市長等に対して積極的に政策提案を行うものとする。</p> <p>(会議等における質疑又は質問)</p> <p>第21条 議員は、会議等において質疑又は質問を行うに当たっては、当該質疑又は質問の論点を明確にするものとする。</p> <p>2 市長等（補助職員を含む。）は、会議等における質疑又は質問の論点を明確にするため、議員に対し、当該質疑又は質問の趣旨を確認することができる。</p> <p>3 議員は、本会議において質疑又は質問を行うに当たっては、一括質問一括答弁方式又は分割方式を選択することができる。</p> <p>【条文の趣旨・解説】</p> <p>第20条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、委員会の在り方について定めている。 ・ 第1項では、委員長及び副委員長は、公平、公正かつ円滑な委員会の活動及び運営に努めることを定めている。 ・ 第2項では、委員は、議案審査等において、執行機関への質疑だけでなく、委員間での自由討議を充実させるよう努めることを定めている。 ・ 第3項では、委員は、委員間での討議を活発に行うことにより議論を深め、市政の課題に関する論点を明確にすることを定めている。 ・ 第4項では、委員会は、市政の課題で研究が必要なものがある場合は、その内容について研究・議論し、市長等に対して積極的に政策提案を行うことを定めている。 <p>第21条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、本会議・委員会等における質疑・質問について定めている。 ・ 第1項では、議員は、本会議・委員会等において質疑・質問を行うに当たり、円滑かつ分かりやすい質疑応答がなされるよう論点を明確にすることを定めている。 ・ 第2項では、市長等は、本会議・委員会等において議員の質疑・質問の論点を明確にするため、議員に対し、質疑・質問の趣旨を確認することができることを定め 		

	<p>ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3項では、議員は、本会議における質疑・質問について、全ての質疑・質問を一括して行い、一括して答弁を求める「一括質問一括答弁方式」のほか、いくつかのテーマごとなどに分割して質疑・質問及び答弁を行う「分割方式」を選択することができることを定めている。 	
評 価	2	<p>1 十分できている 2 そこそこできている 3 できていない 4 その他</p>
	<p>【評価理由】</p> <p>現状に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員長及び副委員長は、委員が発言する機会を十分に確保し、また、協議事項に関し必要な整理を行うなど、公平、公正かつ円滑に委員会運営を行っている。 会議等において質疑・質問を行うに当たっては、各議員は論点を明確にするよう心掛けている。 近年、常任委員会において年間テーマを定め、委員会として当該テーマに関する調査研究を行っている事例はあるものの、委員会として政策提案を実施するには至っていない。 委員間討議については、常任委員会における請願・陳情の審査において活発に行っているが、それ以外の状況においては必ずしも十分には実施できていない。 <p>今後に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> 常任委員会において政策テーマを設定したうえで委員間討議を行うなど、更なる議員間討議の充実が望まれる。 上記に加え、学識者等の積極活用や超党派による政策研究会の積極活用などを通じて、より一層市会として政策提案機能を発揮できるよう努める。 	
条文改正の 必要性	2	<p>1 有 2 無</p>
	<p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p> <p>—</p>	

評価シートA

評価項目	政務活動費	項目番号	A-8
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p>【関係条文】 (政務活動費)</p> <p>第26条 会派及び議員は、政務活動費を活用して調査研究活動を行い、議会活動の充実及び強化に努めるものとする。</p> <p style="background-color: #e0ffff;">2 前項に定めるもののほか、政務活動費の交付等に関し必要な事項は、京都市政務活動費の交付等に関する条例の定めるところによる。</p> <p>【条文の趣旨・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、地方自治法第100条第14項に基づき交付される政務活動費について定めている。 ・ 第1項では、会派及び議員は、政務活動費を活用して調査研究活動を行い、議会活動の充実・強化に努めることを定めている。 ・ 第2項では、政務活動費の交付等に関し必要な事項(政務活動費の額、政務活動費を充てることができる経費の範囲など)については、「京都市政務活動費の交付等に関する条例」によることを定めている。 		
評 価	1	1 十分できている 2 そこそこできている 3 できていない 4 その他	
		<p>【評価理由】</p> <p style="background-color: #e0ffff;">現状に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会派及び議員は、積極的に市民の声を把握し、また他都市の先進事例を調査研究するなど、政務活動費を活用して議会活動の充実・強化に資する活動を行っている。 ・ なお、領収書等をインターネットで公開するなど、より一層の情報公開に努めている。 <p style="background-color: #e0ffff;">今後に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政務活動費の使途の透明性の確保、市民的目線からの不断の点検が引き続き必要である。 	
条文改正の 必要性	2	1 有 2 無	
		<p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p> <p style="text-align: center;">—</p>	

※ 網掛けしている条文は評価対象外

評価シートA

評価項目	議員の定数及び議員報酬等	項目番号	A-9
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p>【関係条文】</p> <p>(議員の定数)</p> <p>第29条 議員の定数に関し必要な事項は、京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の定めるところによる。</p> <p>(議員報酬等)</p> <p>第30条 議員報酬及び期末手当並びに議員が職務のため出張する場合の費用弁償の支給に関し必要な事項は、京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の定めるところによる。</p> <p>【条文の趣旨・解説】</p> <p>第29条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の定数に関し必要な事項については、「京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例」によることと定めている。 <p>第30条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員報酬、費用弁償及び期末手当に関し必要な事項については、「京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例」によることと定めている。 		
評 価	4	1 十分できている 2 そこそこできている 3 できていない 4 その他	
	<p>【評価理由】</p> <p>評価になじまない。</p>		
条文改正の 必要性	2	1 有 2 無	
	<p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p> <p>—</p>		

※ 網掛けしている条文は評価対象外

評価シートA

評価項目	補則	項目番号	A-10
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p>【関係条文】 (他の条例等との関係)</p> <p>第31条 市会に関する他の条例, 規則等を制定し, 又は改廃する場合においては, この条例の趣旨を尊重し, この条例に定める事項との整合を図るものとする。 (条例の検討)</p> <p>第32条 市会は, 条例の施行後, 条例の目的が達成されているかどうかについて検証し, その検証結果を勘案して, 必要があると認めるときは, この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。</p> <p>【条文の趣旨・解説】</p> <p>第31条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は, この条例と京都市会に関する他の条例や規則などとの関係について定めている。 ・ ここでは, この条例が京都市会の基本となる条例であることを踏まえ, 京都市会に関する他の条例や規則などを制定・改廃する場合には, この条例との整合性を図らなければならないことを定めている。 <p>第32条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は, この条例の施行後の状況の検証等について定めている。 ・ 京都市会基本条例の制定は, 市会改革のゴールではないことから, 京都市会として, この条例の施行後の取組状況を把握し, 検証していくことは欠かせない。 ・ ここでは, 条例施行後の検証と, 必要がある場合には, 条例の改正を含めて適切な措置を講じることを定めている。 		
評 価	2	1 十分できている 2 そこそこできている 3 できていない 4 その他	
	<p>【評価理由】</p> <p>現状に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第31条については, より効果的・効率的な議論ができるよう, 委員会の構成を見直すなど, 条例改正時等において規定内容にのっとった対応ができています。 ・ 第32条については, 現在, 市会改革推進委員会において, 本条例の目的の達成状況について検証・評価を行っている (条例改正の必要性も含めて検討している。) 		
条文改正の 必要性	2	1 有 2 無	
	<p>【「有」の場合は, 改正内容及び改正が必要な理由】</p> <p style="text-align: center;">—</p>		

評価シートB

評価項目	請願及び陳情の取扱い	項目番号	B-1
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p>【関係条文】 (請願及び陳情の取扱い)</p> <p>第10条 市会は、請願及び陳情について、適切な処理及び審査を行うものとする。</p> <p>2 市会は、請願の審査に際して、その紹介議員から、趣旨の説明を聴く機会を積極的に設けるものとする。</p> <p>【条文の趣旨・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本条は、請願及び陳情の取扱いについて定めている。 第1項では、市政に対する市民からの要望である請願・陳情について、京都市会は、適切に処理・審査を行うことを定めている。 なお、「適切な処理及び審査」とは、請願・陳情が市民等の有する権利であるとともに、幅広い要望、提案や意見であることに鑑み、紹介議員が請願者に対して提出趣旨等の聴き取りを十分に行うこと、公平かつ公正な審査を行うこと、などを念頭に置いたものである。 第2項では、請願の審査に当たっては、その請願を紹介した議員から、提出の趣旨を聴く機会を積極的に設けることを定めている。 		
評 価	1	1 十分できている 2 かなりできている 3 そこそこできている 4 あまりできていない 5 できていない 6 その他	
	【評価理由】 現状に対する評価		
	<ul style="list-style-type: none"> 請願・陳情については、紹介議員が請願者に対して提出趣旨等の聴き取りを十分に行っていること、また、その全てが委員会付託のうえ十分に審査が行われているなど、適切な処理及び審査が行われている。 紹介議員による請願趣旨説明についても積極的に行われている(委員外議員が紹介議員として請願趣旨説明を行っている事例もある。) 		
条文改正の 必要性	2	1 有 2 無	
	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】		
	—		

取組実績

評価項目	請願及び陳情の取扱い										
<p>1 現状</p> <p>(1) 審査手順</p> <p>ア 提出 議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。(地方自治法 124)。</p> <p>イ 受理 提出された請願書は、会期中であれば提出日に、閉会中であれば市会事務局で保管のうえ、次の定例会の会期初日に議長が受理する。(請願取扱要綱 3)</p> <p>ウ 請願文書表の作成と常任委員会付託 各本会議の 3 日前(ただし、請願を付託するための本会議を開く場合は、その本会議の 8 日前)の午後 5 時までに提出された請願書について、請願文書表を作成し、当該本会議での配布と共に、所管の常任委員会へ付託する。(会議規則 96①, 97, 請願取扱要綱 4, 5(1))</p> <p>エ 請願審査結果の報告 常任委員会において付託された請願を審査し、「採択すべきもの」又は「不採択とすべきもの」の結論が出たものについては、委員会報告書の提出により議長に報告する。(会議規則 99 ①, 請願取扱要綱 7(1))</p> <p>オ 議決及び結果通知 委員会報告書が提出された請願について、本会議で議題とし、市会の意思として「採択」又は「不採択」の議決を行う。なお、採択した請願で、市長や教育委員会などにおいて措置することが適当と認めるものは、その旨を市長等に通知する。(請願取扱要綱 8, 会議規則 99②)</p> <p>カ 陳情の取扱い 陳情書も、請願書と同様の手続により審査する。ただし、請願書と異なり、紹介議員は不要であり、また、委員会において、「採択」又は「不採択」の結論は出さない。(会議規則 100)</p> <p>(2) 紹介議員による請願趣旨説明 市会改革推進委員会において、紹介議員・請願者による趣旨説明の制度化について検討した結果、会議規則第 98 条等の趣旨説明を踏まえ、紹介議員による趣旨説明を積極的に活用することが確認された(平成 24 年 2 月 28 日議長報告)。以降、積極的に行われている。</p>											
<p>2 条例施行前(平成 25 年度以前)の状況との比較</p> <p>○ 紹介議員による請願趣旨説明の実施回数 ※カッコ内は請願受理件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45 回 (59 件)</td> <td>80 回 (92 件)</td> <td>55 回 (114 件)</td> <td>13 回 (25 件)</td> <td>10 回 (14 件)</td> </tr> </tbody> </table>	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	45 回 (59 件)	80 回 (92 件)	55 回 (114 件)	13 回 (25 件)	10 回 (14 件)	
24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度							
45 回 (59 件)	80 回 (92 件)	55 回 (114 件)	13 回 (25 件)	10 回 (14 件)							

評価シートB

評価項目	公聴会及び参考人の制度の活用	項目番号	B-2
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p>【関係条文】 (公聴会及び参考人の制度の活用)</p> <p>第11条 市会は、公聴会及び参考人の制度について、各制度の趣旨を踏まえて、積極的な活用を図るものとする。</p> <p>【条文の趣旨・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、京都市会における公聴会及び参考人制度の積極的な活用について定めている。 ・ ここでは、議案などの審議・審査や調査を行うに当たり、地方自治法第115条の2第1項及び第2項に基づき、利害関係者や学識経験者等(大学教授など、学問上の識見や専門的知識等のある学識者のほか、各種団体の代表者など、特定の分野に精通し、高い見識や豊かな経験のある有識者など)から直接に話を聴く「公聴会」及び「参考人制度」を積極的に活用していくことを定めている。 		
評 価	2	<p>1 十分できている 2 かなりできている 3 そこそこできている 4 あまりできていない 5 できていない 6 その他</p>	
		<p>【評価理由】</p> <p>現状に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参考人制度については、近年、とりわけ市会基本条例の施行後、積極的に活用されている。 ・ 一方、公聴会については、近年には開催事例はない。 ・ しかしながら、公聴会と比べ、より簡便な手続きで意見等を聴取する方法として参考人制度が設けられたという経過を考え合わせた場合、参考人を積極的に活用していることをもって一定評価することができるものと考えられる。 <p>今後に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公聴会については、活用すべき事案が発生した際には積極的に活用していく。 	
条文改正の 必要性	2	<p>1 有 2 無</p> <p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p> <p>—</p>	

取組実績

評価項目	公聴会及び参考人の制度の活用																
<p>1 現状</p> <p>(1) 公聴会</p> <p>議会が予算その他重要な議案、請願など、住民の権利義務に大きな影響のある案件を審議・審査する場合に、利害関係者や学識経験者等の意見を聴くために設けられた制度である（地方自治法 109⑤, 115 の 2①）。</p> <p>公聴会を開催する場合の手続は、</p> <p>① 公聴会の日時や場所、意見を聴こうとする案件などを公示する。</p> <p>② 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書で、その理由及び案件等に対する賛否を申し出る。</p> <p>③ ②において申し出た者及びその他の者の中から意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下、「公述人」という。）を定める。</p> <p>なお、公述人の人選に際しては、原則として、賛否公平に選定することを要する。</p> <p style="text-align: right;">（会議規則 57 の 2～57 の 4, 同 71～73）</p> <p>なお、本市会では、2（1）に記載の事例以降、開催の事例はない。</p> <p>(2) 参考人制度</p> <p>議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査、審査を行う場合に、利害関係者や学識経験者等の出席を求めて、意見を聴くために設けられた制度である（地方自治法 109⑤, 115 の 2②）。これは、住民等の意見を直接聴くことのできる制度として公聴会があったものの、公示等の手続に時間を要することから、新たに簡便な手続で意見等を直接聴取する方法として、平成 3 年の地方自治法改正により追加された。</p> <p>なお、その意見聴取の手続は、公聴会に固有のもの（公聴会開催の公示、賛否を明示した意見陳述の申出、公述人の選定等）以外は、基本的に公聴会と同じである（会議規則 57 の 8②, 77 の 2②）。</p>																	
<p>2 条例施行前（平成 25 年度以前）の状況との比較</p> <p>(1) 公聴会</p> <p>S28. 6. 5 建設委員会 請願審査（鴨東線建設問題） 公述人 10 名</p> <p>(2) 参考人制度</p> <p>ア 条例施行前（平成 3 年（制度創設）～平成 26 年 3 月） ⇒ 3回</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">開催日</th> <th style="width: 20%;">委員会</th> <th style="width: 40%;">案件</th> <th style="width: 25%;">参考人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18. 12. 22</td> <td>市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会</td> <td>(財)京都市水道サービス協会における施設の一部の不適切な使用について</td> <td>(財)京都市水道サービス協会理事長</td> </tr> <tr> <td>H22. 9. 7</td> <td>くらし環境委員会</td> <td>焼却灰溶融施設の設計不具合の原因と今後の安全対策、対策チームでの評価及び今後の運営について</td> <td>住友重機械工業(株) 代表取締役、専務執行役員</td> </tr> <tr> <td>H25. 1. 8</td> <td>くらし環境委員会</td> <td>世界遺産条約 40 周年記念事業の京都における開催の意義と成果及び京都の世界遺産の本市のまちづくりや文化振興への活用策について</td> <td>京都府立大学大学院教授</td> </tr> </tbody> </table>	開催日	委員会	案件	参考人	H18. 12. 22	市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会	(財)京都市水道サービス協会における施設の一部の不適切な使用について	(財)京都市水道サービス協会理事長	H22. 9. 7	くらし環境委員会	焼却灰溶融施設の設計不具合の原因と今後の安全対策、対策チームでの評価及び今後の運営について	住友重機械工業(株) 代表取締役、専務執行役員	H25. 1. 8	くらし環境委員会	世界遺産条約 40 周年記念事業の京都における開催の意義と成果及び京都の世界遺産の本市のまちづくりや文化振興への活用策について	京都府立大学大学院教授	
開催日	委員会	案件	参考人														
H18. 12. 22	市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会	(財)京都市水道サービス協会における施設の一部の不適切な使用について	(財)京都市水道サービス協会理事長														
H22. 9. 7	くらし環境委員会	焼却灰溶融施設の設計不具合の原因と今後の安全対策、対策チームでの評価及び今後の運営について	住友重機械工業(株) 代表取締役、専務執行役員														
H25. 1. 8	くらし環境委員会	世界遺産条約 40 周年記念事業の京都における開催の意義と成果及び京都の世界遺産の本市のまちづくりや文化振興への活用策について	京都府立大学大学院教授														

イ 条例施行後（平成 26 年 4 月～） ⇒ 5回

開催日	委員会	案件	参考人
H27. 9. 8	くらし環境委員会	特定非営利活動法人の経理の不正疑惑について	特定非営利活動法人理事長
H27. 11. 10	くらし環境委員会	特定非営利活動法人の経理の不正疑惑について	特定非営利活動法人元理事
H28. 1. 6	教育福祉委員会	児童相談所における児童記録について	市会議員
H28. 1. 19	くらし環境委員会	新・京都市ごみ半減プランの推進への課題と今後の取組	京都大学名誉教授
H28. 2. 10	教育福祉委員会	健康長寿社会の構築について	京都府医師会会長 京都府歯科医師会常務理事

<参考>

会議規則において参考人に関する規定があるいわゆる「委員会」ではないが、地方自治法 100 ⑫に定める「協議・調整の場」としての市会改革推進委員会において、参考人招致と類似の取組として、以下のとおり学識者等を同委員会に招致し、意見聴取等を行った。

○ 条例施行前（～平成 26 年 3 月） ⇒ 3回

開催日	案件	学識者等
H24. 9. 13	京都市議会基本条例の制定について	法政大学教授
H25. 1. 18	議員定数及び議員報酬について	全国市議会議長会 法制参事
H25. 8. 12 9. 4	議員定数及び議員報酬について（提出された意見書について）	立命館大学教授 京都府立大学准教授 龍谷大学准教授

○ 条例施行後（平成 26 年 4 月～） ⇒ 3回

開催日	案件	学識者等
H28. 3. 25	若者の政治参加や投票率向上について	龍谷大学学生
H28. 5. 24	投票率向上に向けた取組について	NPO 法人 YouthCreate 代表
H28. 9. 21	龍谷大学構内に設置された期日前投票所の設置・運営に係る取組状況等について	龍谷大学学生 龍谷大学教授

評価シートB

評価項目	会議等の公開及び広報の充実	項目番号	B-3
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p>【関係条文】 (会議等の公開の推進)</p> <p>第12条 市会は、市民に開かれた議会運営に資するため、会議等(本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。以下同じ。)を原則として公開するものとする。</p> <p>2 市会は、会議等で用いた資料について、一層の公開に努めるものとする。</p> <p>3 市会は、会議等の日程、議題等を事前に市民に周知するものとする。</p> <p>(会議等の公開の方法)</p> <p>第13条 市会は、会議等について、傍聴、インターネットの利用その他の方法により公開に努めるものとする。</p> <p>2 市会は、委員会について、政策の意思決定に至る審査の場を広く市民に公開するため、インターネットによる中継を推進するものとする。</p> <p>3 市会は、直接傍聴など、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。</p> <p>(広報の充実)</p> <p>第14条 市会は、市民が議会活動に関する正確で分かりやすい情報を得ることができるよう、広報紙、ウェブサイト等を充実させるものとする。</p> <p>2 市会は、総合的な情報の公開を推進するため、多様な広報媒体を活用した情報の提供に努めるものとする。</p> <p>【条文の趣旨・解説】</p> <p>第12条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、会議等の公開、会議等の資料の公開、会議等の日程、議題等の周知について定めている。 ・ 第1項では、本会議や委員会などを原則として公開することを定めている。 ・ 第2項では、原則として公開している会議等の資料について、今後、公開の在り方や方法などを含め、一層の公開に努めることを定めている。 ・ 第3項では、会議等の日程や議題などについて、事前に周知することを定めている。 <p>第13条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、会議等の公開の方法について定めている。 ・ 第1項では、会議等について、傍聴やインターネット等による公開に努めることを定めている。 ・ 第2項では、審査の過程を広く市民に公開するため、委員会のインターネット中継を推進することを定めている。 ・ 第3項では、直接傍聴など、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めることを定めている。 		

	第14条 <ul style="list-style-type: none"> 本条は、京都市会の広報の充実について定めている。 第1項では、市民に正確で分かりやすい情報を提供するため、市会だよりやホームページなどのより一層の充実に取り組むことを定めている。 第2項では、総合的な情報の公開を推進していくため、現状の広報活動にとどまらず、幅広い広報媒体を活用していくことを定めている。 	
評 価	2	1 十分できている 2 かなりできている 3 そこそこできている 4 あまりできていない 5 できていない 6 その他
	【評価理由】 現状に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> 会議等については、本会議記録・委員会記録の作成、本会議・委員会に関する資料の公開、会議日程等の事前周知、直接傍聴、モニター視聴、インターネット中継、テレビ中継など、多種多様な方法により公開に努めている。 広報については、市会だよりなどの紙媒体やインターネットなど、様々な媒体をバランス良く効果的に活用することにより、幅広い世代の市民に対し、迅速かつ詳細、また分かりやすく親しみやすい情報発信に努め、「見える市会」「伝わる市会」を推進している。 なお、市会だよりの発行回数を年4回から年7回へと増回、市会紹介DVDの作製、京都新聞への広告掲載、市会フェイスブックページの開設、議長記者会見の実施など、市会基本条例の施行後には、様々な充実を努めている。 今後に向けて <ul style="list-style-type: none"> 会議等の公開及び広報の取組については、市民自らが情報を入手することができ、市民に情報がしっかりと伝わるよう、今後も更なる充実が求められる。 引き続き開かれた市会を推進する一方で、会議等においては、個人情報の取扱いに十分配慮し、情報管理の徹底に努めていく。 	
条文改正の 必要性	2	1 有 2 無
	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】 —	

取組実績

評価項目	会議等の公開及び広報の充実
第12条関係	(会議等の公開の推進)
1 現状	
(1) 本会議録・委員会記録の作成	<p>本市会では、会議公開の原則を具現化する手法の一つである本会議録について、会議の重要性を考え合わせ、議事等の審議の経過を全て記録するため、記載又は記録する事項として12項目にわたり会議規則に規定し、網羅的に掲載している（会議規則123）。</p> <p>具体的な掲載文書の分類は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">・議事録 ・議案及び議案処理関係書類 ・委員会報告書及び各種指名名簿・請願関係書類 ・専決処分 ・監査結果報告等 <p>また、委員会記録についても、開かれた市会を推進するとともに、その正確性を期す観点から、平成12年の市会情報公開条例制定を契機として、逐語記録として作成している。</p>
(2) 本会議に関する資料の公開	<p>以下の資料を本会議傍聴者に提供しているほか、議案・議案説明資料等は市会図書・情報室で開架している。</p> <ul style="list-style-type: none">・議席図 ・議事日程及び議事日程事項に係る席上配布資料・市長提出議案一覧 ・代表質問（質疑）項目一覧 <p>また、ホームページに議案のPDFデータを掲載しているほか、代表質問（質疑）項目一覧については、本会議の前日中に掲載し、事前周知に努めている。</p>
(3) 委員会に関する資料の公開	<p>以下の資料を委員会モニター視聴者に提供しているほか、議案・議案説明資料等及び委員会配布資料は、市会モニター室に開架スペースを設け閲覧に供するとともに、市会図書・情報室にも開架している。</p> <ul style="list-style-type: none">・審査案件等一覧（常任委員会のみ） ・質疑順序表（主に予算・決算特別委員会） <p>また、ホームページに、常任委員会の審査案件等一覧を会議の3開庁日前に掲載し、事前周知に努めているほか、委員会配布資料については、会議の3開庁日後までに掲載している。</p>
(4) 会議録検索システム	<p>会議録（平成3年度以降）及び委員会記録（平成12年度以降）をデータベース化し、調査したい項目を瞬時に検索できるようシステムを構築することで、議会機能の強化を図るとともに、市会ホームページで公開し、広く市民も利用できるようにしている。</p>
(5) 会議日程等の事前周知	<p>ポスターの掲示・チラシの配布や、京都新聞への広告掲載、市会だよりでのお知らせにより、各集中審議期間の開催期間をはじめ、代表質問（質疑）や予算・決算特別委員会市長総括質疑の日程を周知している。また、ホームページやフェイスブックページを活用し、本会議や委員会の開催日程（予定含む）について、幅広くタイムリーに周知している。</p>

※ このほか、市民が市会の諸活動に関する正確で分かりやすい情報を得ることができるよう、「京都市会の管理する情報の提供に関する要綱」を定め、情報公開条例による公開請求を待つことなく、市会自らが市会の諸活動に関する情報を広く市民の利便に供している。

対象文書は、市会図書・情報室において開架している。主な対象文書については、以下のとおり。

- ・ 定例会及び臨時会の会議日程表 ・ 常任委員会、市会運営委員会、特別委員会等の会議日程表
 - ・ 本会議の会議録及び会議提出資料 ・ 委員会記録及び委員会提出資料
 - ・ 請願及び陳情の文書表
- 等

【平成26年度以降（条例施行後）の主な取組】

- 平成27年度から京都新聞のテレビ面広告欄（下3分の1）を活用し、9月・2月市会の日程等を周知している。
- 平成28年3月に市会フェイスブックページを開設し、本会議や委員会の開催日程等を周知している。

2 条例施行前（平成25年度以前）の状況との比較

- 会議録検索システムアクセス件数

25年度	26年度	27年度	28年度
25,377件	27,221件	28,804件	45,116件

第13条関係（会議等の公開の方法）

1 現状

会議等は、直接傍聴、モニター視聴、インターネット中継、テレビ中継により公開している。

- 各会議の公開状況

会議の種類	公開方法	直接傍聴	モニター視聴	インターネット中継	テレビ中継
本会議 (代表質問・質疑)		○ 手話あり	×	○ ※1 手話導入予定	○ 手話あり
本会議 (代表質問・質疑以外)		○ 手話あり	×	○ ※1 手話導入予定	×
予算・決算特別委員会 (総括質疑)		○ ※3 手話導入予定	○	○ ※1 手話導入予定	×
予算・決算特別委員会 (局別質疑)		△ ※4	○	○ ※2	×
常任委員会		△ ※4	○	○ ※2	×
市会改革推進委員会		○	○	○ ※2	×

- ※1 生中継、録画放映ともに中継システムにより配信
- ※2 生中継は USTREAM により、録画放映は YouTube により配信
- ※3 委員会の許可によるが、平成23年度以降、許可するのが例である。
- ※4 委員会の許可によるが、許可した例はない（市政記者を除く。）。

【平成26年度以降（条例施行後）の主な取組】

＜直接傍聴＞

- 議場における直接傍聴の利便性向上を図る取組の実施（平成27年2月市会から）
 - ・ 本会議の15時の休憩時（約20分間）について、従前は傍聴者に退出を求めていたが、傍聴席に留まることを可能とした。
 - ・ 傍聴券交付場所を分かりやすく案内するため、本会議開会日に、北庁舎東側入口前に案内看板を、本庁舎正面玄関に案内表示を新たに設置した。

＜インターネット中継＞

- 常任委員会等録画放映のYouTubeへの移行、同保存期間の4年間への延長（平成26年11月）
USTREAMの録画放映の保存期間が1年間から30日間に短縮されることを受けて、録画放映をYouTubeに移行し、保存期間をこれまでの1年間から4年間に延長した。
- 中継システムによる生中継・録画放映のスマートフォン・タブレット対応（平成27年9月市会から）
- インターネット中継への手話通訳の導入（平成29年度新規事業）
全ての本会議及び予算・決算特別委員会（総括質疑）のインターネット中継に手話通訳を導入する。

2 条例施行前（平成25年度以前）の状況との比較

- 会議等の公開方法別の利用者数の推移

＜直接傍聴の傍聴者数＞

区分	25年度	26年度	27年度	28年度
本会議	470人	353人	493人	400人
決算特別委員会市長総括質疑	28人	23人	16人	37人
予算特別委員会市長総括質疑	22人	24人	28人	29人
市会改革推進委員会	28人	14人	14人	9人

＜モニター視聴の視聴者数＞

区分	25年度	26年度	27年度	28年度
常任委員会等	551人	348人	364人	399人

＜インターネット中継のアクセス件数＞

区分		25年度	26年度	27年度	28年度
本会議、予算・決算特別委員会市長総括質疑	生中継	2,113件	1,945件	4,661件	5,878件
	録画	11,160件	10,118件	9,870件	8,020件
常任委員会、予算・決算特別委員会局別質疑等	生中継	—	9,376件	22,763件	42,551件
	録画	—	6,541件	10,848件	13,466件

第14条関係（広報の充実）

1 現状

紙媒体やインターネットなど、様々な媒体をバランス良く効果的に活用することにより、幅広い世代の市民に対し、迅速かつ詳細、また分かりやすく親しみやすい情報発信に努め、「見える市会」「伝わる市会」を推進している。

<主な広報事業>

(1) 市会だより

市会の活動状況等を分かりやすく広報するため、広報紙を年7回発行している。市民しんぶん区版に挟み込み、全世帯に配布するとともに、区役所等の市の施設やコンビニエンスストアに置いている。視覚障害者向けに、点字版、文字拡大版、録音版も発行している。

(2) 市会日程等周知ポスター・チラシ

市会の集中審議期間の日程を中心に、市会のトピックスをお知らせするポスター・チラシを掲出・配布している。

(3) 市会紹介リーフレット「おしえて！京都市会」

市会の役割や仕組み等をイラスト入りで分かりやすく解説したリーフレットを作成している。教育委員会と連携し、小学校6年生の授業での活用を前提に市内小学校に配布するとともに、市の施設にも配架している。

(4) 市会紹介DVD「クイズで学ぼう！京都市会～みんなでつくる京都の未来～」

市会の役割や仕組み等について、子どもたちにも分かりやすく、クイズも交えて解説したDVDを作製している。教育委員会と連携し、市内小中学校に配布している。

※ 上記(1)～(4)については市会ホームページにも掲載している。

(5) 京都新聞への広告掲載

京都新聞のテレビ面広告欄(下3分の1)を活用し、9月・2月市会の日程を中心に、市会のトピックスをお知らせしている。

(6) 市会ホームページ

市会に関するあらゆる情報を掲載するとともに、迅速かつ詳細に情報を発信している。

(7) 市会フェイスブックページ

市会の日程や活動等の情報を、より早くタイムリーに、幅広く発信するとともに、市会を身近に感じてもらうため、親しみやすい文体で写真を豊富に活用した記事を発信している。

(8) インターネット議会中継

本会議、常任委員会、予算・決算特別委員会等の生中継と録画を、市会ホームページ上で配信している。(詳細は[第13条関係](#)参照)

(9) 本会議テレビ中継・空き時間広報

本会議の代表質問(質疑)をKBSで生中継するとともに、空き時間を活用して、市会の取組等を広報している。

(10) 議長記者会見

集中審議期間の最終日の本会議終了後に、市会の審議結果やトピックスを、議長から報道機関に向けて発表している(副議長同席)。

【平成26年度以降(条例施行後)の主な取組】

- 市会だよりの発行回数を年4回から年6回(平成27年度)、年7回(平成28年度から)に増回した。(特集記事号の発行や、常任委員会の活動の紹介が可能になった。)
- ポスター・チラシの掲出期間を1週間延長した。(市内公共施設での掲出及び議員による掲出・配布は平成28年9月から実施しており、市バス・地下鉄への掲出は平成29年度から実施する予定である。)

- 市会紹介リーフレット「おしえて！京都市会」を作成（平成26年度）し，改訂のうえ市立小学校等へ配布（平成27年度から毎年）した。
- 市会紹介DVDを作製（平成21年度作製分の改訂）し，市立小中学校等へ配布（平成27年度）した。
- 京都新聞に広告を掲載している。（平成26年度：年1回，平成27年度から：年2回）
- 市会ホームページのスマートフォン版を公開した。（平成28年1月）
- 市会ホームページにおいて政務活動費に係る領収書等添付書類を公開した。（平成28年8月）
- 市会フェイスブックページを開設した。（平成28年3月）
- 議長記者会見を実施している。（集中審議期間の最終日の本会議終了後）（平成28年3月）

2 条例施行前の状況との比較

- 市会ホームページへのアクセス件数

25年度	26年度	27年度	28年度
77,267件	105,918件	125,500件	120,833件

評価シートB

評価項目	広聴の充実	項目番号	B-4
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p>【関係条文】 (広聴の充実)</p> <p>第15条 市会は、市民の意見を審議及び審査に反映させるため、広聴の充実に努めるものとする。</p> <p>【条文の趣旨・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、京都市会の広聴の充実について定めている。 ・ ここでは、市民の意見を把握し、それを審議・審査に反映させるため、広聴の充実に努めることを定めている。 		
評 価 2	1 十分できている 2 かなりできている 3 そこそこできている 4 あまりできていない 5 できていない 6 その他		
	<p>【評価理由】</p> <p>現状に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話、FAX、文書、「市長への手紙」(市会に関するもの)、議長限りの書簡(文書)などのほか、市会ホームページ上に設置した意見受付フォームや、本会議での傍聴者アンケートなど、様々な方法により市民等からの要望や意見を受け付けている。 ・ とりわけ、市会ホームページ上の意見受付フォームは、市会基本条例施行後の平成28年3月に設置したものである。 ・ 受け付けた意見については、回答希望者に対して回答を行うとともに、本会議傍聴時における環境改善に取り組むなど、必要な改善にもつなげている。 ・ 議会報告会の試行実施や市会改革推進委員会における大学生や高校生との意見交換の実施など、議会として直接市民と対話する場を複数回設けた。 <p>今後に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広聴の取組をより一層充実させるべく、市会改革推進委員会で若い世代の投票率の向上を目指して意見交換会等に取り組んだことを踏まえ、引き続き、それらの場を積極的に設けるよう努める。 		
条文改正の 必要性	2	1 有 2 無	
	<p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p> <p style="text-align: center;">—</p>		

取組実績

評価項目	広聴の充実								
<p>1 現状</p> <p>事務局では、電話、FAX、文書、「市長への手紙」（市会に関するもの）、議長限りの書簡（文書）などのほか、市会ホームページ上に設置した意見受付フォームや、本会議での傍聴者アンケート（代表質問・質疑及び集中審議期間の最終日の本会議に実施）により、市民等からの要望や意見を受け付けている。</p> <p>受け付けた要望や意見については、收受日、種別、收受方法及び要旨を月ごとに（アンケートは実施の都度）取りまとめ、市会LAN（京都市会掲示板）に掲載（平成23年3月1日收受分から）し、議員や会派に対し、情報提供を行っている（単なる問合せや特定個人・会派等への誹謗中傷を除く。）。</p> <p>また、「市長への手紙」で受け付けた要望や意見のうち、回答希望のものについては、受付日から14日以内に、総合企画局市長公室広報担当を通じて回答を行っている（特定個人等への誹謗中傷や趣旨が不明確なもの等、回答対象外のものを除く。）。</p> <p>さらに、意見受付フォームで受け付けた要望や意見のうち、回答希望のものについては、受付日から14日以内に回答を行っている（特定個人等への誹謗中傷や趣旨が不明確なもの等、回答対象外のものを除く。）。</p> <p>また、議会が直接市民と対話する場として、議会報告会の試行実施や市会改革推進委員会における大学生や高校生との意見交換の実施などにも取り組んできた。</p> <p>【平成26年度以降（条例施行後）の主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議会報告会の試行実施（平成26年10月） ○ 龍谷大学の学生とのワークショップ「議員と話そう in 京都」の開催（平成27年1月） ○ 「第11回 京都から発信する政策研究交流大会」学生企画の開催（学生と議員によるグループディスカッション）（平成27年12月） ○ 委員会における龍谷大学の学生からの意見聴取（意見交換）（平成28年3月） ○ 市会ホームページ上に意見受付フォームを設置（平成28年3月） ○ 委員会における龍谷大学の学生等からの意見聴取（意見交換）（平成28年9月） ○ 京都市立高校生と京都市会議員による意見交換会の開催（平成28年12月） <p>2 条例施行前（平成25年度以前）の状況との比較</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 意見等の受付件数 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">25年度</th> <th style="width: 25%;">26年度</th> <th style="width: 25%;">27年度</th> <th style="width: 25%;">28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>42件</td> <td>102件</td> <td>72件</td> <td>67件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記件数のうち、「市長への手紙」による意見等の受付件数及び回答件数は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年度 受付件数：7件 回答件数：4件 ・26年度 受付件数：18件 回答件数：6件 ・27年度 受付件数：11件 回答件数：8件 ・28年度 受付件数：9件 回答件数：2件 	25年度	26年度	27年度	28年度	42件	102件	72件	67件	
25年度	26年度	27年度	28年度						
42件	102件	72件	67件						

※ 上記件数のうち、意見受付フォームによる意見等の受付件数及び回答件数は以下のとおり。

- ・28年度 受付件数：20件 回答件数：3件

○ 傍聴者アンケート回答人数

25年度	26年度	27年度	28年度
83件	131件	108件	198件

評価シートB

評価項目	会期	項目番号	B-5
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p>【関係条文】 (会期) 第19条 市会は、議会活動の公正性及び透明性の確保並びに議員間又は市長等と議員との間の活発な討議の実施の観点から、必要な審議日数を確保するものとする。</p> <p>【条文の趣旨・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、京都市会の会期について定めている。 ・ ここでは、議会活動の公正性及び透明性を確保するとともに、議員同士又は市長等と議員が活発な討議を実施することができるよう、必要な日数の会期を確保することを定めている。 		
評 価	1	<p>1 十分できている 2 かなりできている 3 そこそこできている 4 あまりできていない 5 できていない 6 その他</p>	
		<p>【評価理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1会期制（いわゆる通年議会）の導入により、 <ul style="list-style-type: none"> ① 議会が自主的・自律的に活動できる期間の拡大 ② 市政の重要課題や災害などの突発的課題への柔軟な対応 ③ 市長が専決処分していた事件（予算や条例等）が議決を経て執行されるなど、議会の監視機能の強化等を図った。 ・ また、5月市会閉会後に提出された請願等は、それまでの4会期制の下では9月市会の招集がなければ審議できなかったが、1会期制の導入に際し、合わせて7月に本会議を開くこととし、これらの請願等を委員会で速やかに審議できるようになった。 	
条文改正の 必要性	2	<p>1 有 2 無</p>	
		<p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p> <p>—</p>	

取組実績

評価項目	会期				
1 現状					
<p>平成26年度から、それまで年4回としていた定例会の回数を年1回に改め、会期を概ね1年とする、いわゆる通年議会を導入した。</p> <p>1会期制の導入により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 議会が自主的・自律的に活動できる期間の拡大 ② 市政の重要課題や災害などの突発的課題への柔軟な対応 ③ 市長が専決処分していた事件（予算や条例等）が議決を経て執行されるなど、議会の監視機能の強化 <p>等を図ることとした。</p> <p>また、5月市会閉会後に提出された請願等は、それまでの4会期制の下では9月市会の招集がなければ審議できなかったが、1会期制の導入に際し、合わせて7月に本会議を開くこととし、これらの請願等を委員会で速やかに審議することとした。</p>					
2 条例施行前（平成25年度以前）の状況との比較					
（1）会期日数等					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 1会期制 (通年議会) の導入 </div>	年度	会期日数	審議期間日数	本会議回数	特記事項（会期に係る）
	23	102日間	—	18回	初市会, 8月臨時会(請願審査結果ほか), 9月市会(審議日程の見直し)
	24	111日間	—	18回	8月臨時会(関西広域連合議会議員選挙ほか), 衆議院解散総選挙
	25	102日間	—	20回	6月臨時会(元気臨時交付金)
	26	339日間	119日間	24回	4月開会市会(専決処分承認議案), 7月特別市会(損害賠償議案ほか), 衆議院解散総選挙, 12月特別市会(控訴議案)
	27	313日間	94日間	17回	初市会, 7月特別市会(水防事務組合議会議員補欠選挙ほか)
	28	333日間	99日間	20回	7月特別市会(請願付託ほか)
（2）7月特別市会における審議案件，請願・陳情の付託等件数					
年	審議案件	請願	陳情		
26	損害賠償，動物園増築工事請負契約，訴えの提起	13件	2件		
27	水防事務組合議会議員補欠選挙，市会決議	3件	2件		
28	請願審査結果	1件	6件		

評価シートB

評価項目	学識者等の活用等による市会の権能強化	項目番号	B-6
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p>【関係条文】 (専門的な知見の活用) 第22条 市会は、議案の審査等において、学識経験を有する者等の専門的な知見を積極的に活用するものとする。 (調査機関等の設置) 第23条 市会は、議会活動に関し必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査機関その他の機関を設置することができる。 (政策研究会の設置) 第24条 市会は、調査研究及び政策形成の機能を積極的に発揮するため、必要があると認めるときは、各会派の代表による政策研究会を設置することができる。</p> <p>【条文の趣旨・解説】</p> <p>第22条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、京都市会における専門的な知見の活用について定めている。 ・ 地方自治法第100条の2では、議会は、地方議会における監視機能や政策形成機能の充実・強化を図るため、議案の審査又は地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を、学識経験者等にさせることができると定められている。本条は、この制度を積極的に活用していくことを明記したものである。 <p>第23条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、京都市会に調査機関などを設置することができることを定めている。 ・ ここでは、京都市会が議会活動を行ううえで、必要がある場合に、必要な専門的な知識・識見を得ることができるよう、審査・判定などに、学識経験者等からなる調査機関などを設置することを定めている。 <p>第24条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、各会派の代表により構成する政策研究会の設置について定めている。 ・ ここでは、京都市会として、市政の重要課題について調査研究を行い、市長等に対して政策提案を行うなど、議会の調査研究機能、政策形成機能を積極的に発揮するため、必要がある場合に、各会派の代表により構成する政策研究会を設置することができることを定めている。 		
評 価	3	1 十分できている 2 かなりできている 3 そこそできている 4 あまりできていない 5 できていない 6 その他	
	<p>【評価理由】</p> <p>現状に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策研究会に相当する組織として、「『京都市手話言語条例（仮称）』制定プロジェクトチーム」を設置し、条例案の取りまとめやパブリックコメントの実施等に関する検討を行った。 ・ 市会改革に関する協議・調整の場（市会改革推進委員会）において、調査を依頼 		

	<p>のうえ意見聴取を行った事例はあるが、常任委員会等においては事例がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査機関等の設置については、いずれも事例がない。 <p>今後に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> 学識者等の積極活用や超党派による政策研究会の積極活用などを通じて、より一層市会として政策提案機能を発揮できるよう努める。 	
<p>条文改正の 必要性</p>	<p>2</p>	<p>1 有 2 無</p>
	<p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p> <p>—</p>	

取組実績

評価項目	学識者等の活用等による市会の権能強化
<p>第 2 2 条関係 (専門的な知見の活用)</p> <p>1 現状</p> <p>事例なし</p> <p><参考></p> <p>地方自治法第 1 0 0 条の 2 で規定している「専門的事項に係る調査」が想定している手続（議会の議決）にのっとっているものではないが，前任期の市会改革推進委員会において，議員定数及び議員報酬の在り方について検討するに当たり，学識経験者 3 名（立命館大学法学部教授 駒林良則氏，京都府立大学公共政策学部准教授 窪田好男氏，龍谷大学政策学部准教授 土山希美枝氏）に対して京都市会や他都市議会における状況等を調査のうえ意見書の提出を求めた事例がある。（同委員会への招致も行った。）</p>	
<p>第 2 3 条関係 (調査機関等の設置)</p> <p>1 現状</p> <p>事例なし</p>	
<p>第 2 4 条関係 (政策研究会の設置)</p> <p>1 現状</p> <p>条例に規定する政策研究会としては，明確にその位置付けを確認していなかったが，それに相当する組織として，平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日に，全会派の代表による『京都市手話言語条例（仮称）』制定プロジェクトチームを設置した。同チームにおいては，手話に対する理解の促進と普及に係る条例の制定に向けて計 9 回の会議を開催し，条例案のとりまとめやパブリックコメントの実施等に関する検討を行った。</p> <p>なお，同条例は，平成 2 7 年度定例会平成 2 8 年 2 月市会において，市会議員全員の共同提案により，可決，成立している。</p>	

評価シートB

評価項目	他の地方公共団体の議会との連携	項目番号	B-7										
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p>【関係条文】 (他の地方公共団体の議会との連携)</p> <p>第25条 市会は、他の地方公共団体の議会と積極的に連携するものとする。</p> <p>【条文の趣旨・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、他の地方公共団体の議会との連携について定めている。 ・ ここでは、他の地方公共団体の議会との意見交換や交流などを通じて、積極的に連携していくことを定めている。他の地方公共団体の議会と情報や課題を共有し、政策の提案や課題の解決等にかさそうとするものである。 												
評 価	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">2</td> <td style="width: 20%;">1 十分できている</td> <td style="width: 20%;">2 かなりできている</td> <td style="width: 20%;">3 そこそこできている</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 あまりできていない</td> <td>5 できていない</td> <td>6 その他</td> <td></td> </tr> </table> <p>【評価理由】</p> <p>現状に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種会議等を通じて、議長が他の地方公共団体の議長と積極的に交流を図り、要望行動や研修などに取り組んでいる。 ・ 他都市視察においても、議会改革等に関する本市会（市会改革推進委員会）からの視察依頼、また、他都市議会からの視察受入れの双方について、積極的に他の地方公共団体の議会と連携を図っている。 			2	1 十分できている	2 かなりできている	3 そこそこできている			4 あまりできていない	5 できていない	6 その他	
2	1 十分できている	2 かなりできている	3 そこそこできている										
	4 あまりできていない	5 できていない	6 その他										
条文改正の 必要性	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">2</td> <td style="width: 20%;">1 有</td> <td style="width: 20%;">2 無</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <p>【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】</p> <p>—</p>			2	1 有	2 無							
2	1 有	2 無											

取組実績

評価項目	他の地方公共団体の議会との連携
<p>1 現状</p> <p>(1) 全国市議会議長会等</p> <p>議長が京都市会を代表して以下の議長会等に出席し、各市議会と情報共有、連携を図っている。</p> <p>ア 全国市議会議長会</p> <p>「地方自治の本旨に沿い、都市の興隆発展を図ること」を目的とし、全国 814 市・区（791 市、23 区）の議長をもって組織された議長会であり、本市は相談役に就任している。年 1 回、国に対し、地方創生の推進や地方税財源の充実・確保などについて要望行動を行っているほか、研究フォーラムを年 1 回実施している。</p> <p>なお、全国市議会議長会の規程に定める協議会として、以下の協議会に参画している。</p> <p>(ア) 全国市議会議長会指定都市協議会</p> <p>「指定都市の議会の議長の緊密な連携の下に、指定都市に関わる制度や行政課題を協議し、指定都市以外の市とも連携しつつ、在るべき大都市制度の実現等に資すること」を目的とし、全国の 20 政令指定都市の議長をもって組織されている。年 1 回、国に対し、多様な大都市制度の早期実現や地方税財源の充実・確保などについて要望行動を行っている。</p> <p>なお、当協議会の設立初年度（平成 25 年度）には本市が会長を務めた。</p> <p>(イ) 都市行政問題研究会</p> <p>「都市行政の諸問題についての調整研究及び、資料・情報の交換等により都市の発展に寄与すること」を目的とし、人口 25 万人以上の都市（82 市）の議長をもって組織されている。</p> <p>(ウ) 全国自治体病院経営都市議会協議会</p> <p>「自治体病院経営都市議会の議長が連絡協調して、自治体病院経営の健全化を図り、もって自治体病院の興隆発展に寄与すること」を目的とし、自治体病院を経営する都市（279 団体（264 市、15 組合））の議長をもって組織されており、本市は平成 28、29 年度の理事に就任している。年 2 回、国等に対し、財政措置の拡充・強化や医師確保対策などについて要望行動を行っているほか、議員向けセミナーを年 1 回、議長向けセミナーを年 1 回開催している。</p> <p>イ 近畿市議会議長会</p> <p>「地方自治の確立と都市の興隆発展を図るとともに、全国市議会議長会近畿部会としての任務を達成すること」を目的とし、近畿 111 市の議会の議長をもって組織された議長会であり、本市は相談役に就任している。年 1 回、第 2 回理事会の後に議長研修会を実施している。</p> <p>ウ 京都市議会議長会</p> <p>「地方自治の確立及び都市の興隆発展を図ること」を目的とし、京都府下 15 市の議会の議長をもって組織された議長会であり、本市は顧問に就任している。年 2 回、議長会の後に研修会を実施するとともに、年 1 回、府議会・市町村議会合同研修会を行っている。</p> <p>エ 国際特別都市議会議長協議会</p> <p>「国際特別都市建設連盟と相連携し、加盟市にかかる特別都市建設法などの運用並びに建設事業の計画及び実施の促進を図ること」を目的として、国際特別都市建設連盟（市長）の加盟 12 市町（別府、伊東、熱海、奈良、京都、松江、芦屋、松山、軽井沢、日光、鳥羽、長崎）の</p>	

議長をもって組織された協議会である。年1回、国に対し、国際観光文化都市の整備等や歴史・文化を活かしたまちづくりの推進などについて要望行動を行っている。

オ 会営競馬場所在都市議会協議会

「中央競馬会営競馬場及び関連施設所在に伴う各種の問題を総合的に研究し、問題の解決を図るための行財政上の具体的方策を推進すること」を目的とし、中央競馬会営競馬場及び関連施設を有する12市（札幌、函館、福島、新潟、船橋、市川、府中、豊明、名古屋、京都、宝塚、北九州）の議長をもって組織された協議会である。年1回、国等に対し、環境整備費の交付総額の増額や環境整備費の用途拡充などについて要望行動を行っている。

なお、平成29年4月12日の定期総会において、平成29～30年度の監事に選出された。

カ 都道府県庁所在都市議長会

「市政の円滑な運営と進展に資するとともに共通する地方自治の課題を協議し、その解決を図ること」を目的とし、都道府県庁が所在する市及び特別区（46市、1区）の議長をもって組織された議長会である。年1回、国に対し、地方創生の推進や地方税財源の充実・確保について要望行動を行っている。

（2）他都市視察

ア 依頼

市会改革推進委員会において、他の地方議会等における先進的な取組について調査するため、毎年、視察を実施している。

視察時には、視察先の議員及び議会事務局職員等と積極的に意見交換や交流を行い、情報や課題の共有を図っている。

イ 受入れ

他の市町村、都道府県、国、諸外国の議員から視察依頼があった場合に受け入れている。

議会に関する視察依頼があった場合は、議員又は事務局が対応・説明を行うとともに、積極的に意見交換や交流を行い、情報や課題の共有を図っている。

2 条例施行前（平成25年度以前）の状況との比較

（1）市会改革推進委員会（平成23年度設置）における他都市視察の実施状況

年度	視察先	視察項目
23	千葉県流山市 埼玉県所沢市	議会改革の取組
24	名古屋市 北海道栗山町 新潟市	議会基本条例の運用状況 議会改革の取組 議員定数に係る意見交換
25	三重県 宮城県 福島県会津若松市	議会基本条例の運用状況 議会改革の取組
26	兵庫県宝塚市 北九州市	議会改革の取組 議会報告会の実施状況 政策研究会の活動内容 意見交換会の開催結果
27	堺市 神奈川県 横浜市 鳥取県	議会報告会 広報事業全般 議長記者会見 議会ホームページ上の県民意見受付フォーム 高校生議会・学生議会 議長候補者による所信表明 議会改革の取組
28	埼玉県所沢市 早稲田大学マニフェスト研究所（東京都） 新潟県上越市	議会基本条例の検証・評価 広報の取組（議会の情報発信で工夫していること） 議会改革の取組

（2）議会に関する視察の年度別受入件数

年度 区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
政令市	7	60	3	45	3	47	9	112
市(政令市を除く)区, 町, 村	7	46	4	44	6	47	7	45
都道府県	1	4	0	0	0	0	0	0
国	0	0	0	0	0	0	0	0
外国	0	0	2(※1)	29	0	0	3(※2)	36
合計	15	110	9	118	9	94	19	193

※1 ①高陽市（大韓民国）（視察目的：市会概要及び地方自治制度についての視察，議員との交流）及び②城南市（大韓民国）（視察目的：市会概要，地方自治制度及び都市政策全般についての視察，議員との交流）からの視察受入れ

※2 ①韓国全国女性地方議員ネットワーク（大韓民国）（視察目的：市会概要及び防災についての視察，議員との交流），②西安市（中華人民共和国）（視察目的：市会概要についての視察，議員との交流）及び③台南市（台湾）（視察目的：市会概要についての視察，議員との交流）からの視察受入れ

評価シートB

評価項目	事務局・図書室機能の強化	項目番号	B-8
関係条文及び 条文の趣旨・ 解説	<p>【関係条文】</p> <p>(事務局)</p> <p>第27条 市会は、議員の活動を補佐し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の調査及び法制に関する機能の充実を図るものとする。</p> <p>(図書室)</p> <p>第28条 市会は、議員の調査研究に資するため、図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の充実を図るものとする。</p> <p>【条文の趣旨・解説】</p> <p>第27条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、京都市会事務局の機能の充実について定めている。 ・ ここでは、京都市会は、議員の活動を補佐し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、京都市会事務局の特に調査及び法制に関する機能の充実を図るべきことを定めている。 <p>第28条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本条は、図書室の機能の充実について定めている。 ・ ここでは、京都市会は、図書室を適正に管理運営するとともに、議員の調査研究などのために有効活用されるよう、その機能の充実を図るべきことを定めている。 		
評 価	2	1 十分できている 2 かなりできている 3 そこそこできている 4 あまりできていない 5 できていない 6 その他	
<p>【評価理由】</p> <p>現状に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局については、これまでから調査法制機能等を発揮するため、議員からの依頼に基づく文献や他都市等の調査、議員提出議案の立案・作成補助などに取り組んできたところであり、さらに、市会基本条例施行後には、調査課の体制強化や事務局から議員への情報発信の充実など、事務局機能の更なる充実が図られている。 ・ 図書室については、これまでから専門図書等の収集・提供のほか、レファレンスや広報などに取り組んできたところであり、さらに、市会基本条例施行後には、図書室の体制強化や、図書室から議員への情報発信の充実など、図書室機能の更なる充実が図られている。 <p>今後に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も事務局機能が十分発揮されるよう、適正な人員体制について適宜検証し、必要に応じて見直していくことが求められる。 ・ 今後も図書室の適正な管理運営がなされ、機能充実が図られるよう、議員及び市民が利用しやすい環境の整備に努めるとともに、体制の充実が求められる。 ・ 議員、会派としても、機能強化がいかされるよう、積極的に事務局及び図書室の調査機能を活用していく。 			

条文改正の 必要性	2	1 有 2 無
	【「有」の場合は、改正内容及び改正が必要な理由】 —	

取組実績

評価項目	事務局・図書室機能の強化			
第27条関係 （事務局）				
1 現状				
<p>二元代表制の一翼を担う市会は、政策立案・提案能力を向上させ、監視機能についてもより一層充実させることが求められている。このため、議員の活動を補佐し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の調査法制機能等が発揮できるよう、議員からの依頼に基づく文献や他都市等の調査、議員提出議案の立案・作成補助などに取り組んでいる。</p>				
【平成26年度以降（条例施行後）の主な取組】				
<p>＜体制の整備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査及び法制機能の充実を図るため、調査課に「調査係長」を新設し、「調査法制係長」を「法制係長」に改めた。（平成27年4月） ・ 条例に定められている「調査及び法制に関する機能の充実」のほか、広報の充実を図るため、「広報担当課長」を新設した。（平成27年4月） <p>＜政策提案へのサポート＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手話言語条例の制定に際して、全会派の代表者からなるプロジェクトチームの事務局として、条例等の作成、パブリックコメントの実施等をサポートした。（平成27年度） <p>＜議員への情報発信の充実＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策提案等の参考に資するよう、随時「調査レポート」を発行することとし、他都市の政策条例や先進事例、地方制度調査会の議論の状況などを紹介した。（平成27年11月に第1号「地方制度調査会」を発行し、平成28年度末時点で6号まで発行） 				
2 条例施行前（平成25年度以前）の状況との比較				
○ 議員依頼調査、議員提出議案提出状況				
年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
調査課への議員依頼調査件数	36	39	41	33
議員提出議案件数				
議会に関する条例（うち可決件数）	9(7) ※1	1(1) ※5	2(2) ※8	2(2) ※12
政策条例（うち可決件数）	1(1) ※2	0	1(1) ※9	0
市長提出議案の修正（うち可決件数）	3(2) ※3	7(2) ※6	3(1) ※10	2(2) ※13
意見書・決議件数（うち可決件数）	47(34) ※4	39(23) ※7	29(18) ※11	35(20) ※14
可決した条例等				
【25年度】				
<p>※1 定例会回数条例の一部改正、会議規則の一部改正、委員会条例の一部改正、市会基本条例の制定、議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の</p>				

一部改正，議員報酬の額の特例に関する条例の一部改正，市会の情報公開制度の整備に関する条例の制定

※2 交通安全基本条例の制定

※3 平成 25 年度一般会計補正予算，平成 25 年度基金特別会計補正予算

※4 台風 18 号による豪雨災害に関する意見書，地方税財源の充実確保に関する意見書
など

【26 年度】

※5 議員報酬の額の特例に関する条例の一部改正

※6 平成 26 年度一般会計補正予算，動物による迷惑等の防止に関する条例の制定

※7 「手話言語法」制定を求める意見書，ヘイトスピーチ（憎悪表現）被害に対する意見書
など

【27 年度】

※8 委員会条例の一部改正，議員報酬の額の特例に関する条例の一部改正

※9 手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例の制定

※10 平成 27 年度一般会計補正予算

※11 難病対策の充実に関する意見書，ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書
など

【28 年度】

※12 委員会条例の一部改正，議員報酬の額の特例に関する条例の一部改正

※13 平成 28 年度一般会計補正予算，社会福祉事業基金条例の一部改正

※14 次期介護保険制度改正における福祉用具，住宅改修の見直しに関する意見書，骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書
など

第 28 条関係（図書室）

1 現状

地方自治法第 100 条 19 項の規定により，議員の調査研究のため，地方議会に図書室を設置することが義務付けられている。京都市会では，専門図書等の収集・提供のほか，充実した調査（レファレンス）機能と広報機能を併せ持った組織として，「市会図書・情報室」を設置している。

【平成 26 年度以降（条例施行後）の主な取組】

＜体制の整備・充実＞

- ・ 司書職員を新たに 1 名配置（平成 27 年 6 月から 2 名体制）
- ・ 司書職員をレファレンス等専門研修へ派遣

＜議員への情報発信の充実＞

- ・ 新着図書等を紹介する「市会図書・情報室だより（月 1 回発行）」のリニューアル（平成 28 年 1 月から，図書の表紙を掲載し，カラー化）
- ・ 時宜にあったテーマに沿った「市会図書・情報室だより 臨時号」の新規発行（平成 27 年 9 月に第 1 号「地方創生」を発行し，平成 28 年度末時点で 4 号まで発行）
- ・ 新聞記事を紹介する「市会図書・情報室だより 新聞スクラップ一覧」の発行（平成 27 年

1 1月から、月1回発行から毎週発行への高頻度化)

- ・ 集中審議期間等に合わせ、時宜にあったテーマに基づく「特集コーナー」を設置（平成27年度から、図書資料の展示数を増やすなどの充実）

2 条例施行前（平成25年度以前）の状況との比較

○ 議員の市会図書・情報室利用状況

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
図書貸出件数	41	28	56	39
新聞記事検索依頼件数	53	65	86	108
市会図書・情報室への調査依頼件数	33	32	30	19
閲覧・自習件数	29	20	50	52
その他（購入依頼・寄贈申出等）	13	11	12	11
合 計	169	156	234	229

